

表 1-2 評価の枠組み：「プロセス」

評価項目	評価内容	評価指標	情報源	情報収集先
策定及び実施過程の適切性	<p>< 策定過程の適切性 > (1) 重点分野・留意点の設定を含み、策定への取組を検証する</p> <p>< 実施過程の適切性 > (1) 実施機関別の援助方針に反映されているかを検証する</p> <p>(2) 案件形成・選定・採択において、国別援助方針の重点分野・留意点（開発政策の一貫性・透明性、貧困対策・弱者救済・WID、IMF・世銀のコンディショナリティー）が反映されているかを検証する</p> <p>(3) 見直しを含めて国別援助方針の検証が行われてきたかを検証する</p>	<p>(1)-1. 策定に関与した組織の範囲 (1)-2. 策定過程における協議（日本側・二国間）の度合い (1)-3. 重点分野・留意点の設定において配慮された事項の範囲</p> <p>(1)-1. JICA国別事業実施計画への反映度 (1)-2. JBIC国別業務実施方針への反映度</p> <p>(2)-1. 重点分野の反映度 (2)-2. 留意点の反映度</p> <p>(3)-1. 検証システムの有無（関係者の範囲、協議（日本側・二国間）の度合い、協議対象の範囲） (3)-2. 国別援助方針見直しの有無</p>	<p>1) 国別援助方針の策定関係者への聞き取り及び策定に関するやり取りの記録 2) 外務省及びJICA、JBICへの聞き取り 3) パキスタン政府関係者への聞き取り</p> <p>1) JICAの国別事業実施計画及びJBICの国別業務実施方針 2) 外務省、JICA、JBICへの聞き取り</p> <p>1) 外務省及びJICA、JBICへの聞き取り 2) パキスタン政府関係者及びパキスタン開発計画の実施機関への聞き取り 3) 要望調査における留意点</p> <p>1) 策定後の国別援助方針に関するやり取りの記録 2) 外務省及びJICA、JBICへの聞き取り 3) パキスタン政府関係者への聞き取り</p>	<p>1) 外務省、JICA、JBIC（JICA、JBICに関しては本部・現地事務所） 2) パキスタン援助受入機関(EAD)</p> <p>1) 外務省、JICA、JBIC</p> <p>1) 外務省、JICA、JBIC 2) パキスタン開発計画の実施機関 3) パキスタン援助受入機関(EAD)</p> <p>1) 外務省、JICA、JBIC（JICA、JBICに関しては本部・現地事務所）、在パ日本大使館 2) パキスタン援助受入機関(EAD)</p>
実施過程の効率性	<p>< 実施過程の効率性 > (1) 人材育成等を通じ、パキスタン側実施機関の案件実施能力の向上を支援してきたか（国別援助方針の留意点）を検証する</p> <p>(2) 日本の援助スキーム間で十分な連携が取れてきたか（国別援助方針の留意点）を検証する</p> <p>(3) 日本の技術協力が以前にも増して活用されてきたか（国別援助方針の留意点）を検証する</p> <p>(4) 各重点分野において、他ドナー、国際機関、NGOとの連携が取れてきたか（国別援助方針の留意点）を検証する</p> <p>(5) 援助協調・手続きの調和化の潮流を踏まえ、パキスタン側の援助受入れ体制・日本側の援助実施体制を検証する</p>	<p>(1) 人材育成等を通じた実施機関の案件実施能力向上支援の度合い</p> <p>(2) 援助スキーム間の連携の度合い</p> <p>(3) 技術協力の活用度合（重点分野毎）</p> <p>(4) 他ドナー、国際機関及びNGOとの連携の度合い（重点分野毎）</p> <p>(5)-1. 援助受入れ体制の整備の度合い（可能な範囲で地方政府のオーナーシップを含む実施体制を調査する。） (5)-2. 援助実施体制の効率化</p>	<p>1) 外務省及びJICA、JBICへの聞き取り 2) パキスタン政府関係者への聞き取り 3) 関連案件資料</p> <p>1) 外務省及びJICAへの聞き取り 2) 関連案件資料</p> <p>1) 外務省及びJICA、JBICへの聞き取り</p> <p>1) 外務省及びJICA、JBICへの聞き取り 2) 他ドナー、国際機関及びNGOへの聞き取り 3) パキスタン政府関係者への聞き取り</p> <p>1) 在パ日本大使館、JICA事務所、JBIC事務所への聞き取り 2) パキスタン政府関係者への聞き取り</p>	<p>1) 外務省、JICA、JBIC（本部・在パ日本大使館 / 現地事務所） 2) パキスタン援助受け入れ関係機関</p> <p>1) 外務省、JICA 2) 外務省、JICA、JBIC</p> <p>1) 外務省、JICA、JBIC</p> <p>1) 外務省、JICA、JBIC 2) 他ドナー及び国際機関（世銀、ADB、USAID、UNDP、DfID）、本邦NGO、ウェブサイト</p> <p>1) 在パ日本大使館、JICA事務所、JBIC事務所</p>